

令和 2 年 10 月 定 例 会
予算決算委員会記録 【予算の部】

令和 2 年 10 月 16 日 午前 10 時 00 分
全員協議会室

付託案件 議案第 59 号 令和 2 年度有田市一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 60 号 令和 2 年度有田市国民健康保険特別会計補正予算
（第 2 号）
議案第 61 号 令和 2 年度有田市介護保険特別会計補正予算
（第 1 号）
議案第 62 号 令和 2 年度有田市立病院事業会計補正予算
（第 3 号）

出席委員 岡田行弘委員長・中西登志明副委員長
浜口元司委員・西口正助委員・福永広次委員・宇野博治委員
堀川 明委員・中谷桂三委員・児嶋清秋委員・池田敦城委員
上山寿示委員・小西敬民委員・成川 満委員・上野山善久委員

生駒三雄議長

経営管理部 嶋田博之経営管理部長・大松満至経営管理部理事
喜多俊充経営管理部参事・山本芳規経営企画課長
御前一晃総務課長・上野山猶哉総務課主幹
谷中祐子財政係長・上村泰広総務係長

市民福祉部 宮崎三穂子市民福祉部長・馬倉三喜市民課長
石井哲也生活環境課長・松村尚彦福祉課長
南村尚史福祉相談室長・桃井克博健康課長
若松伸行高齢介護課長・上野山緑市民係長
宮崎仁美生活環境係長・吉野有美子ども係長
前川加津福祉相談係長・田中育美保険年金係長
梓谷まりえ保健指導係長・福田典久介護保険係長
石井義人高齢者支援係長

経済建設部 河野孝司経済建設部長・鈴木順一経済建設部理事
佐原直樹庶務係長・児嶋信毅工務係長
嘉藤峰征建築住宅係長

水道事務所 江川敦夫所長・北野宏幸水道課長

出納室 森川直子会計管理者

教育委員会 谷輪吉伸教育次長・伊藤正人教育委員会参事

消防本部 嶋田富司消防長・尾藤海男樹総務課長
宮井庸次企画係長
市立病院 神保佳紀病院事務長・石井絹代庶務課長

議会事務局 田中 聡局長・福永康一次長・大谷真也書記

開会 午前10時00分

○岡田委員長： 開会あいさつ

議案第59号、令和2年度有田市一般会計補正予算（第7号）

○山本課長： 歳出 全般の説明

○若松課長： 歳出 第2款 総務費の関係部分の説明

○松村課長： 歳出 第3款 民生費の関係部分の説明

○桃井課長： 歳出 第4款 衛生費の関係部分の説明

○河野部長： 歳出 第5款 農林費の関係部分の説明

○河野部長： 歳出 第7款 土木費の関係部分の説明

○尾藤課長： 歳出 第8款 消防費の関係部分の説明

○山本課長： 歳入 関係部分の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。

○中谷委員： 5ページの2項の児童措置費のなかで4項目目の母子家庭自立支援事業135万1千円、先ほどの説明では1名から2名になったとお聞きしたので、結局は135万1千円が1人分になるのかと、本人負担がどれくらいかと、財源内訳で、国、県、市との補助の割合を教えてください。

○南村室長： こちらの補正ですけれども、年度当初から1名の方がこの制度を利用されておりました。昨年度から利用されておりました、今年度、新たに1名利用されるということでの1名追加の補正とさせていただいております。補助率につきましては、国4分の3の補助となっております。また、個人負担はありません。

○岡田委員長： ほかがございませんか。

○成川委員： 直接この予算には関係ありませんが、確認をしておきたいです。議案質疑で伺いましたが、コンビニで印鑑登録証明、それから住民票の交付が来年2月1日からできるようになるという説明のなかで、総務省の実証事業に

選定されて、初期費用770万円が全額助成となっているとありましたが、その分の予算はいつ計上されていますか。

- 馬倉課長： 前回の臨時会で770万円を計上させていただいているところがございます。
- 成川委員： 予算の770万円は、すでに計上されているということですね。
- 馬倉課長： そのとおりでございます。
- 岡田委員長： ほかございませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

**○桃井課長： 議案第60号 令和2年度 有田市国民健康保険特別会計
補正予算（第2号）の説明**

- 岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。
- 中谷委員： 4ページの一般被保険者税還付事業300万円については、新型コロナウイルスの関係で昨年度の分も減免するという説明だったと思いますが、新型コロナウイルスの感染拡大が始まったのが、この3月くらいなので、昨年の分がなぜ還付されるのかと、そして、我々が勉強した中では、新型コロナについて今年度に関しても納付の延期はできるけれども、たとえば、免除になるとかいう話は僕も勉強不足でわからないのですが、そういう適応はされますか。
- 桃井課長： まず、1点目の過年度が適応されるのはなぜかということですが、令和2年の2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されているものが減免の対象となると示されております。有田市では、2月末の8期、3月末の9期も対象になりますので、そこが過年度の還付金になります。続きまして、減免についてですが、納税の猶予ということで、納付期限を延ばすということもありますが、今回の減免に関しましては、去年度の収入と比べて今年の収入見込みが10分の3以上減少しておれば、昨年度の所得状況にもよりますが、全額減免等できるような制度になっております。
- 岡田委員長： ほかございませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○若松課長： 議案第61号 令和2年度 有田市介護保険特別会計
補正予算（第1号）の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委員： なし。

質疑なし 採 決 （ 可 決 ）

○石井課長： 議案第62号 令和2年度 有田市立病院事業会計
補正予算（第3号）の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○児嶋委員： 3ページ、6,600万円の（新型コロナウイルス感染症対応従事者慰
労金）は合計すると20万円の330人分ということで、これは、産休・育休へ入っ
ている職員も含まれているのか、そして臨時職員さんも含まれているのか、そ
のあたりはどうですか。

○石井課長： 今回のこの慰労金に関しましては、和歌山県内、コロナ感染症陽
性患者第1例目発生日2月13日から6月30日の間に10日間勤務した者が対象と
なっております。そのなかには「患者と接した者」、となっておりますので、
その期間すべて育児休暇中であった者、出勤の事実がないものに対しては、支
給されることはありません。同じく介護休暇等で出勤の事実がない者にたいし
ても支給はされませんが、会計年度任用職員さんや委託業者さんも含め勤務時
間数に関係なく、10日以上勤務してくださった方には支給されます。

○岡田委員長： ほかがございませんか。

○成川委員： 感染対応従事者というのは、直接患者さんと接する人を言うのか、
あるいはその準備のためとか、患者さんには接しないけれど、いわゆるコロ
ナ対応で仕事をされた人なのかそのあたりどうですか。

○石井課長： 基本的には、患者さまと接する職員となっております。ただ、そ
の患者さまというのは、コロナ感染症陽性患者というふうに確定しているもの
ではございませんので、病院である以上患者さまとどの職員も接触いたします
ので、総合受付で受付業務に携わっている者であったり、そういった者も対象
となっております。

○岡田委員長： ほかがございませんか。

○小西委員： 慰労金ですので、職員さんにとってみたら降って湧いたボーナス
ということでございます。だいぶ効果があると思います。かたや5万円のところ
もありますし、満額の20万円のところというのは、当市の市立病院だけなの

で、ものすごくプラスになったと思いますが、神保事務長このあたりはどうですか。効果は絶大でしたか。

○神保事務長： この慰労金に関しましては、2月以降、新型コロナウイルス感染症に対しての対応であったりというところで、うちだけに限らず、職員のなかには、離職をするというような職員も出てきていると聞いております。そういったところでお金の問題ではありません。これはもう公立病院としての我々の使命としてやっていかなければならないことですが、慰労金があることに対してはやはり、モチベーションは上がるのではないかなとは思っています。

○岡田委員長： ほかがございませんか。

○成川委員： 今の話に関連して、今回、過去にコロナ対応した人に慰労金を出してご苦労さんというのはこれでいいですが、今後はどうなるんですか。また感染拡大して、こういう事例がいっぱい出てきたら、こういう慰労金とかまた考えているのですか。これはもうこれで終わりですか。

○石井課長： こちらは国から出された指針に基づいて慰労金を給付するものがございますので、国からこういうことが再び出てきましたら支給ということがございます。ただ、現状そういった話は聞いておりませんので、これで終わりかと思っておりますが、医療従事者に対しては、感染危険手当というものを従事するごとに上乘せをしておりますので、従来はその感染危険手当のみとなると思っております。

○成川委員： 国からまだそういう情報がないということですが、今後、感染というのはどんなふうになっていくのか。事務長からもありましたが、もう辞めたい、大変だと思う職員が出てきている。辞めて、新たに採用する。そういう人が感染拡大なったときに、新たにコロナ対応に従事する、今は情報がないのでわからないということですが、同じような対応をとって皆さんに安心して従事していただくようなことを考えていったほうが、まだ、これは国に対して要望してもいいくらいですね。

○神保事務長： 慰労金については今回、国の特別な措置であろうかと思っておりますけれども、通常、当院は感染症指定医療機関ということで、そのうえで採用されてきた職員である以上、この感染症に対して対応していくというのは当然のことです。感染危険手当については、金額も含めて見直しはしていきたいと考えておりますけれども、これは特別な措置ではないかなと思っております。

○成川委員： 今のところ国もこれからどんな事態になるかはわからないし、制度的に確立したものではありませんし、一時ボーナスみたいなものととらえたら、今のところはいいんですかね。今後はどうなるかわからないと。了解しました。

○中西委員： 先ほどの20万円を330名にというところで、330名に一律20万円ということであったのか、確認のためお願いします。

○石井課長： 330名一律20万円でございます。当院の役割が先ほど申し上げましたように感染症指定医療機関、入院受け入れ機関、帰国者接触者外来実施機関ということで、その役割に対しては20万円ということになっておりますので、

職員の区分や勤務時間数に関係なく一律20万円支給となっております。

○岡田委員長： ほかがございませんか。

○委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

閉 会 午前10時42分